

第百二十九回国
会
参議院運輸委員会
會議録第三号

平成六年五月三十一日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

林 寛子君

補欠選任

田村 秀昭君

出席者は左のとおり。

委員長

和田 教美君

理事

松浦 孝治君

堀 利和君

泉 信也君

矢原 秀男君

委員

伊江 朝雄君

鹿熊 安正君

河本 三郎君

二木 秀夫君

溝手 顯正君

山崎 正昭君

穂山 篤君

喜岡 淳君

櫻井 規順君

瀧上 貞雄君

田村 秀昭君

山田 勇君

高崎 裕子君

下村 泰君

国務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸政務次官

運輸大臣官房長

星野 行男君

黒野 匡彦君

運輸省運輸政策

局長

運輸省航空局技

術部長

事務局側

常任委員会専門

員

豊田 実君

北田 彰良君

中島 啓雄君

本日の会議に付した案件

○運輸事情等に関する調査

(運輸行政の基本施策に関する件)

(平成六年度運輸省関係予算に関する件)

(中華航空一四〇便の名古屋空港における事故に関する件)

○委員長(和田教美君)

ただいまから運輸委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、林寛子君が委員を辞任され、その補欠として田村秀昭君が選任されました。

○委員長(和田教美君)

運輸事情等に関する調査を議題といたします。

まず、運輸行政の基本施策に関し、運輸大臣から所信を聴取いたします。二見運輸大臣。

○国務大臣(二見伸明君) 運輸大臣の二見伸明でございます。

第百二十九回国会に臨み、運輸行政に対して所信を述べ、一言就任のごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から運輸行政の推進に格段の御理解、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

運輸は国民生活と密着しており、豊かで活力ある社会を築き上げていくために期待される役割は、私に大きなものがあると考えております。

といたしましては、これまで先輩各位が積み重ねてこられた実績を踏まえ、運輸行政の基本であります交通安全の確保に万全を期し、国民の皆様への期待にこたえるよう運輸をめぐると多くの課題に積極的に取り組み、問題の解決に最大限の努力をいたす所存であります。

委員の皆様の大御支援、御指導を心からお願い申し上げます。

続きまして、第百二十九回国会に臨み、運輸行政の諸問題について所信を述べたいと思います。

先般、名古屋空港において中華航空機の事故が発生し、多数のとうとうと生命が失われましたことはまことに遺憾であります。

事故の犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。

また、負傷された方につきましては一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。

我が国をめぐる経済社会情勢は、国民意識の高

度化、多様化、国際化の一層の進展、高齢化社会

への移行の一方で、地球環境問題を初めとする環

境制約が増大するなど大きな変革の過程にありま

す。また、最近の景気の状態につきましては、一

部に明るい動きが見られるようになりましたが、

さらにこれを順調な回復過程につなげることが重

要であります。

このような時期において、国民一人一人が豊か

さとゆとりを実感できる社会を実現していく上

で、日常生活や経済活動の基盤となる運輸の果た

す役割はまことに大きなものがあります。私は、

このような運輸の使命の重要性を認識し、交通安

全の確保を基本としつつ、陸、海、空にわたり二

十一世紀に向けた交通体系の形成と安定的で質の

高い運輸サービスの提供を目指した運輸行政を積

極的に展開してまいります。

また、我が国経済の本格的な回復に資するため、去る二月八日に決定されました総合経済対策等を推進してまいります。

以上申し上げました基本的考え方について、当面する諸問題につきましては、次のとおり所要の施策を推進してまいります。

まず第一に、運輸関係社会資本の整備を通じた豊かな国土づくりであります。

鉄道につきましては、鉄道整備基金による補助の拡充等により、都市鉄道及び幹線鉄道の整備等を推進してまいります。

特に、整備新幹線に関しましては、去る二月八日、整備新幹線の見直しについて大蔵大臣、自治大臣及び運輸大臣で申し合わせを締結したところであり、これに従い、当面、北陸新幹線高崎―長野間等三線五区間の整備を着実に推進するとともに、未着工区間について整備新幹線建設推進準備事業を推進してまいります。

また、都市鉄道につきましては、通勤通学時の混雑緩和による快適な通勤環境の確保、優良な宅地の供給等を図るため、特定都市鉄道整備積立金制度の改善や助成制度の拡充により、既設線の複々線化、地下鉄新線の建設等を推進してまいります。

次に、空港につきましては、第六次空港整備五カ年計画に基づき、三大空港プロジェクトとして新東京国際空港の整備、東京国際空港の沖合展開の完成、関西国際空港の開港に向けた整備を引き続き推進するとともに、地方空港につきましても新設、滑走路の延長等の所要の整備を図ってまいります。

特に、関西国際空港につきましては、万全の体制で本年九月四日の開港を迎えられるよう努力するとともに、全体構想の具体化に向けて調査検討を進めてまいります。

また、成田空港問題につきましては、昨年九月から地元で開催していただいております成田空港問題円卓会議の場などを通じ、地元の方々と空港と地域との共生等についての議論を深め、成田空港についての地域のコンセンサスを得る努力を尽くしているところであり、話し合いによる解決に全力を傾けてまいる所存であります。

港湾につきましては、第八次港湾整備五カ年計画に基づき、輸入関係インフラとしての外貿ターミナル、モーダルシフトを推進するための内貿ターミナルの整備を推進するとともに、市民に開かれた豊かなウォーターフロントの形成等を推進してまいります。

また、海岸につきましては、第五次海岸事業五カ年計画に基づき、着実にその整備を推進してまいります。

地域住民の日常生活を支える地域交通の維持整備につきましては、都市におきまして都市バスの活性化対策を推進するとともに、地方におきましては地方バス、離島航路に対する助成等を行ってまいります。

以上のような交通施設の整備に当たっては、乗り継ぎの利便性の確保にも配慮するなど、利用者の視点に立った施策を心がけてまいります。

第二に、豊かさやゆとりを実感できる国民生活の実現であります。

まず、大都市圏、特に首都圏における厳しい鉄道の通勤混雑の緩和対策につきましては、既に述べました都市鉄道の整備に加え、ピーク時の需要の平準化を図るため、経済界、労働界等の協力を得て設置されました快速通勤推進協議会を中心に、時差通勤、フレックスタイム制の拡大に積極的に取り組んでまいります。

また、二〇二〇年には国民の四人に一人が六十五歳以上になることが見込まれる社会の急速な高齢化及び障害者の自立と社会参加の要請に適切に対応するため、高齢者、障害者の方々が安全かつ身体的負担の少ない方法で円滑に交通施設を利用して移動できるよう、国費を用いた助成制度の創

設等により、鉄道駅におけるエレベーター、エスカレーター等の整備等をさらに強力に推進してまいります。

ゆとりある国民生活の実現にとって、観光の果たす役割もますます重要なものとなってきております。このため、各地方ごとに観光振興に関する具体的施策の提言を行う観光立県推進会議や地域伝統芸能等を活用した全国芸能フェスティバルを開催するとともに、魅力ある観光地づくりを目指して、オートキャンプ場を初めとする観光基盤施設整備を推進してまいります。

また、国民の十分に満足のいく充実した余暇、レジャー活動を実現するため、連続休暇の普及拡大や充実した休暇を過ごすための環境の整備を進めてまいります。

さらに、気象情報に寄せられる国民の要望の多様化に対応し、時代の要請に適合した気象サービスの高度化を推進してまいります。

第三に、運輸産業の活性化を通じた運輸サービスの向上であります。

許認可等の規制につきましては、経済社会情勢の変化に応じるとともに、安全でより安くより快適にという利用者の声を十分に反映した運輸行政を展開するため、そのあり方を常に見直す必要があると考えております。このような許認可事務の改革は、今後の運輸行政、そして我が省のあり方の根幹をなすものであり、新しい時代をつくっていくとの意気込みを示すという姿勢で推進してまいります。

このような観点から、鉄道のグリーン料金、寝台料金や路線バス、国内旅客船、国内航空の営業政策的な割引運賃等の認可制から届け出制への規制緩和、自動車検査等の緩和及び既に実施されているタクシー運賃・料金の多様化を含む五百を超える規制緩和項目が行革推進方策として取りまとめられたところであり、これらの着実な実施に努めてまいります。

また、運輸産業が経済社会情勢の変化に適切に対応して今後とも健全な発展を遂げられるよう、

次のような施策を講じてまいります。

まず、海運につきましては、内航海運業におきまして構造改善対策や内航船舶の近代化を推進し、また外航海運業におきましても、近代的な外航船舶の整備の促進、日本船への混乗の推進等により我が国商船隊の国際競争力の向上を図るとともに、経営基盤の強化を図ってまいります。

船員問題につきましては、船員の雇用の安定と確保のための対策を推進するとともに、船員のゆとりある生活の実現に資するため、労働時間の短縮等の労働条件の改善を図ってまいります。

造船業につきましては、国際競争力の維持強化、産業の魅力化、国際的な協調体制の確立を通じて基盤整備を図るとともに、特に経営基盤が脆弱な中小造船業につきましては構造改善を推進してまいります。

また、航空につきましては、景気後退による需要の伸び悩み、国際線の一層の競争激化等により深刻な経営状態にある我が国航空企業の競争力向上のため、その方策について検討を進めているところであります。

また、国際民間航空機関の決議等を踏まえ、旧騒音基準適合機の運航禁止、航空機の操縦者に係る技能証明制度の整備等の措置を講じてまいります。

さらに、貨物運送取扱事業につきましては、複合一貫輸送の進展状況を踏まえ、わかりやすい一貫運賃制度の導入により円滑な物流の進展を促進してまいります。

国鉄改革の残された課題である国鉄清算事業団の長期債務の処理問題につきましては、昨今の厳しい経済情勢等の中で、関係者の御協力を得ながら、その保有する土地の処分につき最大限努力するとともに、JR株式につきましても、昨年度に引き続き売却、上場を実現すべく準備には万全を期してまいります。

第四に、国際化の一層の促進と国際社会への貢献であります。

が今後ともその経済力を維持し、外国との安定的な貿易を確保するとともに、新たな国際間の人と物の移動、交流ニーズの増大に的確に対応していくためには、国際交通網の一層の整備充実が強く求められております。

このため、既に述べました空港や港湾の着実な整備を進めることにより旅客交通及び貨物流通にわたる国際輸送ネットワークの整備を図ってまいります。特に、国際航空につきましては、関西国際空港の国際ネットワークの充実のため、米国等の国々との間で航空交渉を引き続き進めるとともに、国際航空運賃につきましても、市場原理を反映したより弾力的な運賃政策を進めてまいります。

さらに、貨物の流通の円滑化のため、港湾または空港及びその周辺に設けられる輸入促進地域等において、総合輸入ターミナルを初めとする輸入促進に寄与する施設の整備を着実に推進してまいります。

国際コンベンションの振興は、国際交流の増大による相互理解の増進や地域の国際化、地域経済の活性化のために極めて有意義であります。このため、世界観光大臣会議を開催するとともに、国際観光振興会の活用を図りながら、総合的な国際コンベンション振興策を講じてまいります。

また、外航客船旅行に関しましては、その健全な発展を図るための施策を引き続き推進してまいります。

国際社会への貢献につきましては、開発途上国の要望を十分把握しつつ、鉄道、空港、港湾等の輸送インフラ整備、人材養成や環境保全に関する協力を引き続き推進してまいります。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンドでの海運継続交渉に適切に対応するとともに、日米運輸技術協力、二国間運輸ハイレベル協議等を通じて円滑な国際運輸行政の推進を図っていく所存であります。

特に、日米間の経済問題につきましては、引き続き自動車基準認証に關し米国車に対する型式指

定取得の促進を働きかけるなど、対外経済改革要綱を踏まえ、日米包括経済協議に適切に対応する所存であります。また、観光につきましても、観光交流の一層の促進を図るため、日米観光ハイレベル協議を開催して具体的な方策を協議するなど積極的に取り組んでまいります。

第五に、環境対策の推進であります。環境問題につきましては、窒素酸化物の問題といった従来の公害問題に加え、地球温暖化、オゾン層破壊等の長期的な視点から着実に進めるべき地球環境問題への取り組みがますます重要となつてきております。

このため、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づくトラック、バス等に対する使用車種規制等の確実な実施、低公害車の導入普及などの施策を総合的に進めるとともに、環境負荷が少なくエネルギー効率も高い鉄道や海運へのモーダルシフトを推進し、省エネルギー、省資源で環境に優しい交通体系の形成を進めるほか、地球環境問題への取り組みに資するため、観測・監視体制の強化を推進してまいります。

また、大規模海洋汚染事故に対する国際的な協力体制の充実や、船舶からの油流出の防止、大気汚染物質の排出低減のための研究開発を引き続き推進してまいります。

さらに、タンカーの油濁事故による損害賠償の充実を図るため、船舶所有者の責任限度額の引き上げ等の措置を講じてまいります。また、物流部門につきましても、環境面からもその効率化が求められているところであります。このため、既に述べましたモーダルシフトを推進するとともに、トラックの積み合わせ輸送の推進、物流拠点の整備、共同集配のためのシステムの構築により、物流の一層の効率化を進めてまいります。

第六に、安全な生活の確保と次世代に向けた技術開発の推進であります。

交通安全の確保は運輸行政の基本であり、事故

防止に万全を期することは最重要の課題であります。しかしながら、道路交通事故死者数は六年連続して一万人を超えており、まことに憂慮すべき状況にあります。また昨年は大阪府交通局の新しい交通システムの事故が発生し、本年四月には冒頭で申し上げましたように多数のとうとい命が奪われた中華航空機の事故が発生しております。

このため、第五次交通安全基本計画に基づき、陸、海、空にわたり交通安全施設の整備、輸送機器の安全性の確保、適切な運行管理の確保等の施策を推進するとともに、小型船舶及び自動車の安全基準の拡充強化、航空衛星システム整備の着により、交通安全の確保に最善の努力をいたしてまいり所存であります。また、交通事故被害者の救済対策の充実にも努めてまいります。

次に、災害対策につきましても、気象観測・予報、地震観測・予知及び火山観測等の気象業務体制や海上防災体制の充実にも努めてまいります。特に、雲仙・普賢岳につきましても、観測・監視体制を継続し、防災対策に万全を期することとしております。また、昨年の北海道南西沖地震による津波災害の経験から、より一層迅速な津波警報の発表に努めてまいります。

海上保安体制の整備につきましても、船舶の航行安全体制の確立、警備救難体制の強化、海洋調査の充実強化を図るため、巡視船艇、航空機等の整備、海上保安通信体制の整備を行うとともに、船舶交通の安全確保を図るため、航路標識の整備を引き続き推進してまいります。

また、将来の運輸政策の実現に資する技術開発につきましても、安全の確保を基本としつつ、利用者の多様なニーズに適切に対応し、着実に推進していく必要があります。このため、超電導磁気浮上方式鉄道、テクノスパーライナー等の研究開発を進めてまいります。なお、二十一世紀に向けて鉄道の技術開発を推進していくため、取り組むべき技術開発課題、その推進体制について検討を進めているところであります。

このほか、運輸行政をめぐる課題は数多くあり

ますが、私は、長期的展望に立ちつつ、各課題の解決に向けて積極果敢に取り組んでまいり所存であります。以上、運輸行政の当面する諸問題につき述べましたが、これらは申すまでもなく委員各位の深い御理解を必要とする問題ばかりでございます。終わりに当たりまして、重ねて皆様の御支援をお願い申し上げます。

○委員(和田義典) 次に、平成六年度運輸省関係予算に關し、説明を聴取いたします。星野運輸政務次官。

○政府委員(星野行男) まず、一言あいさつを申し上げさせていただきます。去る五月十日付で運輸政務次官に就任をいたしました星野行男でございます。何分よろしくお願いを申し上げます。

ただいま大臣からお話ございましたように、豊かさやゆとりを実感できる国民生活を実現していく上で、さらにはまた、多極分散型の国土形成を進めるために運輸行政の果たす役割は極めて大きなものがございます。

もとより微力ではございますが、大臣を助けて運輸行政の推進に全力を傾注してまいり所存でございます。また、和田委員長を始め委員各位の御指導、御鞭撻を切にお願い申し上げます。

次に、平成六年度の運輸省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、一般会計につきましても申し上げます。歳出予算総額は、他省所管計上分と合わせまして一兆七百三十一億四千八百万円を計上いたしております。このほか、いわゆるNTT事業の償還財源分といたしまして所要の金額を計上いたしてございます。

なお、平成六年度予算におきましては、新たに都市・幹線鉄道整備事業及び航路標識整備事業を公共事業関係費として位置づけることとしたしております。次に、特別会計につきましても申し上げます。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましては、歳出予算額七千六百四十四億一千七百万円を計上いたしており、このほか一般会計への繰り入れといたしまして八百億円を計上いたしております。

港湾整備特別会計につきましては、NTT事業の償還財源分を除きまして、歳出予算額四千九百九十三億五千五百万円を計上し、自動車検査登録特別会計につきましては四百五十二億六千万円を、空港整備特別会計につきましては、NTT事業の償還財源分を除きまして、五千百十億一千六百万円をそれぞれ歳出予算額として計上いたしております。

また、平成六年度財政投融資計画中には、当省関係の公団等分といたしまして二兆五百四十五億円が予定されております。

以下、平成六年度予算におきましての主要な事項につきまして御説明を申し上げます。まず、鉄道整備の推進につきましても申し上げます。

整備新幹線の建設につきましては、北陸新幹線高崎―長野間等の建設を引き続き推進するとともに、未着工区間につきましても建設推進準備事業費の増額を図り、その事業を推進することとしております。

また、地下高速鉄道、ニュータウン鉄道等の都市鉄道の整備に対する補助及び新幹線以外の幹線鉄道の活性化等のための補助につきましても制度の充実を行い、事業の推進を図ることとしております。

日本国有鉄道清算事業団につきましては、用地の処分等を適切に行い、長期債務等の処理を円滑に進めるため、必要な助成及び財政投融資を行うこととしております。次に、空港の整備につきましても申し上げます。空港整備事業につきましては、第六次空港整備五カ年計画の四年度目といたしまして、関西国際空港の本年九月の開港のための整備を完了させるとともに、全体構想調査を推進させるなど、引き

続き三大空港プロジェクトを最優先課題として推進するほか、航空ネットワークの充実を図るため一般空港等の計画的整備を図り、あわせて周辺環境対策及び航空路施設の整備等を促進することといたしております。

次に、港湾及び海岸の整備につきまして申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、第八次港湾整備五カ年計画の四年度目といたしまして、輸入関係インフラとしての外貿ターミナルの整備、モーダルシフトを推進するための内貿ターミナルの整備等に重点を置きまして、計画的な事業実施を図ることといたしております。

また、海岸事業につきましては、第五次海岸事業五カ年計画の四年度目として、高潮、津波及び海岸侵食の脅威等から国土を保全するため、海岸保全施設の整備等を計画的に推進することといたしております。

次に、地域における公共交通の維持整備につきまして申し上げます。

まず、地域住民の生活に不可欠な路線バスの運行を維持するとともに、バス事業の活性化を推進するため、これらに要する経費の一部を補助することといたしております。

また、離島住民の生活に不可欠な離島航路の整備、近代化を図るため、離島航路事業の欠損補助の制度の改善を行うとともに、新たに船舶の建造費用につきまして補助することといたしております。

次に、交通施設利用円滑化促進対策等につきまして申し上げます。

交通施設の利用円滑化に資するため、特に整備が急がれております鉄道駅における障害者対応型のエレベーター等の整備を促進するため、新たに助成を行うことといたしております。

また、観光交流の拡大、観光の振興を図るため、国際観光振興会による国際コンベンション振興事業等の実施及び観光基盤施設の整備を推進することといたしております。

次に、海運、造船及び船員雇用対策につきまして

て申し上げます。

まず、海運対策につきましては、外航船舶の整備を促進するため、日本開発銀行からの融資等を行うとともに、船舶整備公団により離島航路を含む国内旅客船及び内航貨物船の共有建造等を行うことといたしております。

次に、造船業基盤整備対策につきましては、船舶技術の高度化等を図るため、テクノスーパライナー等の研究開発事業に対する支援を引き続き推進するとともに、国際水準並みの延べ払い条件で船舶輸出を行うために必要な日本輸出入銀行からの融資を行うことといたしております。

次に、船員雇用対策につきましては、減船に伴う漁業離職者等に対する職業転換給付金の支給を初めとする船員雇用対策を推進することといたしております。

次に、国際社会への貢献につきましては、運輸分野における国際社会への貢献を一層促進するため、開発途上国への調査団の派遣、研修員の受け入れ等を行うことといたしております。

また、貨物流通対策につきましては、日本開発銀行等からの所要の融資のほか、物流効率化の推進に必要な調査を行うことといたしております。

次に、運輸関係の技術開発の推進につきまして申し上げます。

まず、二十一世紀における高速交通機関として重要な役割を果たすことが期待されております超電導磁気浮上方式鉄道の技術開発等につきまして補助を行うとともに、造船業基盤整備対策として既に申し上げましたように、テクノスーパライナーの研究開発促進事業等に必要経費の一部を補助することといたしております。

次に、海上保安体制の充実強化につきまして申し上げます。

まず、船舶の航行安全体制の確立、警備救難体制の強化等を図るため、巡視船艇の建造及び航空機の整備を推進し、広域的哨戒体制の整備を進めるとともに、船舶交通の安全確保を図るため、航

路標識の新設及び改良を推進することといたしております。

次に、気象業務体制の充実強化につきまして、まず、台風・集中豪雨雪対策等観測予報体制の強化を図るため、静止気象衛星業務の推進等を行うとともに、地震・火山対策の強化を図るための観測施設の整備を進めることといたしております。

以上申し上げましたほかにも、運輸行政の要諦であります交通安全対策、環境対策等各般にわたる施策を推進するために必要な予算を計上しているところでございます。

以上をもちまして、平成六年度の運輸省関係の予算につきましての説明を終わります。

○委員長(和田教美君) 以上で運輸行政の基本施策に関する運輸大臣の所信並びに平成六年度運輸省関係予算に関する説明の聴取は終わりました。

○委員長(和田教美君) 去る四月二十八日、中華航空機事故に関し、本委員会として視察を行いましたので、委員長より報告をいたします。

本委員会は、中華航空一四〇便の名古屋空港における事故の重大性にかんがみ、去る四月二十七日の理事懇談会の合意に基づき、二十八日現地調査を行いましたので、その概要について御報告申し上げます。

まず、冒頭に当たりまして、改めて、このたびの悲惨な事故の犠牲者に対して心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対しては謹んでお悔やみ申し上げ、また、負傷者の一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

さらに、懸命な救難活動に当たられた消防署員、自衛隊員及び空港職員並びに医療機関の方々、その他関係者の方々の御尽力に深く感謝の意を表する次第であります。

このたび現地調査に参加されました委員は、松浦理事、堀理事、泉理事、矢原理事、高崎委員、下村委員、そして私、和田教美の七名でありま

す。なお、当日は、衆議院運輸委員会及び衆議院交通安全対策特別委員会の各委員も現地調査をともにいたしました。

中華航空機事故は、去る四月二十六日の午後八時十六分ごろ、名古屋空港において発生し、二百六十四名の犠牲者と七名の負傷者を出した最悪の事故でありました。

私どもは、まず、国内線ターミナルビルにおきまして、空港長から事故の概要、救難体制及び事故対策等について説明を聴取いたしました。これに対して、衆参各委員会委員長または理事から、負傷者の負傷の程度、航空事故調査委員会の調査終了のめど、外国の航空会社に対する安全指導、航空事故調査委員会の調査により事故につながる問題点が発見されたか否か、名古屋空港の国際空港としての手狭さが事故の背景にないかどうか、外国人犠牲者の身元確認状況等について質問が行われました。

これらの諸点につきましては、それぞれ航空局及び空港当局から答弁がありました。特に、航空事故調査委員会の調査については、継続中であるが、航空局としても航空事故調査委員会に援助を行っており、早期に調査が終了するよう要請している旨の発言がありました。

次に、私どもは、滑走路末端の事故現場を視察するとともに、自衛隊小牧基地格納庫内の遺体安置所において弔いを行いました。

現地調査の概要は以上ですが、政府及び関係機関におかれましては、原因究明を可及的速やかに行い、また、このような悲惨な事故の再発を防止するための措置を引き続き講ずるとともに、亡くなられた方々に対する十分な補償措置、負傷者に対する医療に万全を期していただくよう強く要請いたしまして報告を終わります。

○委員長(和田教美君) 次に、中華航空機事故について、航空事故調査委員会等の経過報告の概要を聴取いたします。星野運輸政務次官。

○政府委員(星野行男君) それでは、中華航空機

墜落に至った過程を公表するとともに、このよう

以上、今回の中華航空機事故につきまして御報

船船所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該次に次の二項を加える。

第七十九條の二 主務大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な命令を発することができる。

第二百二十四条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十五条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百二十六条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十七条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十八条の二から第二百三十三条までの規定中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百四十六条第一項中「第六十条第二項」を「沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む海員に係る第六十条第二項」に、「当分の間」を「平成九年三月三十一日までの間」に、「四十八時間」を「四十四時間」に改め、同条第二項中「週平均四十時間労働制に可及的速やかに移行するため」を削り、「考慮し、当該政令で定める時間が段階的に短縮されるように制定され、及び改正されるものとする」を考慮して定めるものとするに改める。

附則
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。
(労働時間に関する経過措置)
第二条 海員の平成七年三月三十一日を含む基準労働期間に係る労働時間については、この法律による改正後の船員法(以下「新法」という。)第六十条第二項及び第六十二条第一項(新法第六十八條の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は新法第六十四條第一項の規定により読み替えて適用する新法第六十条第二項及び第六十二条第一項(次項及び附則第四條第二項において「読替え後の新法第六十条第二項」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成九年三月三十一日においてその労働時間

について読替え後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定が適用されている海員の同日を含む基準労働期間に係る労働時間については、新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、読替え後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定の例による。

(有給休暇に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において施行日前から引き続き同一の事業に属する船舶における勤務に従事している船舶(施行日において新法第七十四条第四項の規定により当該勤務に従事した期間とみなされる期間中である船員及び施行日において船舶における勤務が中断している船員を含む。)に関しては、同条第一項から第三項まで並びに新法第七十五条第一項及び第二項の規定は、これらの船員のうち、同一の事業に属する船舶において初めて一年間連続して勤務に従事することとなる日(施行日以後の日を初日として同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務に従事した日以後である船員(以下この項において「新法適用船員」という。))について適用し、その他の船員については、なお従前の例による。この場合において、新法適用船員に係る新法第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項及び第二項の規定の適用については、新法第七十四条第一項中「初めて」とあるのは「船員法の一部を改正する法律平成六年法律第号。以下この条及び次条において「平成六年改正法」という。の施行の日以後の日を初日として初めて」と、「次条第一項又は第二項」とあるのは「平成六年改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する次条第一項又は第二項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「平成六年改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前項」と、新法第七十五条第一項中「十五日」とあるのは「十五日」とし、平成六年改正法の施行の日以後の日を初

日として初めて六箇月間連続して勤務に従事した日までの連続して勤務に従事した期間からその六箇月を控除した期間(一箇月未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間。次項において「先行勤務期間」という。)一箇月について二日を加え、「同項ただし書」とあるのは「前条第一項ただし書」と、同条第二項中「前項」とあるのは「平成六年改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前項」と、「十日」とあるのは「十日」とし、先行勤務期間一箇月について一日を加え」とする。

2 施行日前の育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十一条に規定する育児休業をした期間については、新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第二條第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第二條第二項の規定により読替え後の新法第六十条第二項及び第六十二条第一項の規定の例によることとされる場合における平成九年四月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、同日以後も、なお従前の例による。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

5 職員に関する船員法昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」とあるのは、「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項」とする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に

関する特例法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 施行日前の国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第五項の規定により読み替えて適用する新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第七条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「労働基準法の下に」等を加え、同条に次の一項を加える。

2 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二條第一項」とする。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前の地方公務員の育児休業等に関する法律第二條第一項に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の同法第十條第二項の規定により読み替えて適用する新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが、外国

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが、外国

人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際会議等」とは、会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展覧会を含む）であつて海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催しをいう。

(基本方針)

第三条 運輸大臣は、国際観光の振興を図るため、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置（以下「国際会議等の誘致及び開催の円滑化等の措置」という。）を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際会議等の誘致の促進に関する事項

三 国際会議等の開催の円滑化に関する事項

四 国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関する事項

五 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に従事する者の養成に関する事項

その他国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3 運輸大臣は、基本方針を作成するに当たつて

は、あらかじめ、外務大臣、文部大臣及び通商産業大臣の意見を聴かなければならない。

4 運輸大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない

5 運輸大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 運輸大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(認定)

第四条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められる旨の運輸大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 国際会議場施設その他の国際会議等の用に供する運輸省令で定める施設の概要及び規模

二 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設その他の運輸省令で定める施設の概要及び規模

三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を実施する体制

四 当該市町村の区域又はその近傍に存在する観光資源の概要

第五条 運輸大臣は、前条の規定による認定の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 運輸省令で定める基準に適合する前条第二項第一号に規定する施設が整備されていること又は整備されることが確実であること。

二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条の登録を受けたホテルその他の前条第二項第二号に規定する施設で運輸省令で定める基準に適合するものが整

備されていること又は整備されることが確実であること。

三 専ら国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務として運輸省令で定めるものを実施する機関その他の国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を適確に遂行するに足りる体制が整備されていること。

四 当該市町村の区域又はその近傍に国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進に資する観光資源が存在すること。

2 運輸大臣は、二以上の市町村から共同して前条第一項の申請があつた場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体として国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められるときは、当該市町村を一体として同項の認定をすることができる。

(認定の公示等)

第六条 運輸大臣は、第四条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

2 第四条第一項の認定を受けた市町村（以下「国際会議観光都市」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項に運輸省令で定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第七条 運輸大臣は、国際会議観光都市が第五条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

第八条 国際観光振興会（以下「振興会」という。）は、国際会議観光都市について、国際会議等の誘致を促進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国際会議観光都市に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。

二 海外において国際会議観光都市の宣伝を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、振興会は、市町村が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援するため、必要に応じて、海外における関係機関との連絡調整、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の開催の円滑化を図るための措置)

第九条 振興会は、国際会議観光都市において開催される運輸省令で定める国際会議等の開催の円滑化を図るため、寄附金を募集し、及び当該国際会議等を主催する者であつてその開催に要する資金の援助を必要とするものに對し、交付金を交付するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、振興会は、国際会議等の開催の円滑化を図るため、必要に応じて、通訳案内業者を営む者、旅行業を営む者その他の関係者のあつせん、国際会議観光都市以外の市町村において開催される同項の運輸省令で定める国際会議等の開催についての交付金の交付その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置)

第十条 振興会は、国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するため、国際会議等が開催される市町村の区域又はその近傍に存在する観光資源を活用した外国人観光旅客の観光に適する催しの実施に関する情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(振興会の業務)

第十一条 振興会は、国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）第二十四条第一項に規定する業務のほか、国際観光の振興を図るため、次の業務を行う。

一 国際会議等の誘致に関する情報の提供その他の国際会議等の誘致の促進に関する援助を行うこと。

二 国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付その他の国際会議等の開催の円滑化並びに外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関する援助を行うこと。

三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

四 国際会議等の誘致及び開催に関する調査及び研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務
(区分経理)

第十二条 振興会は、前条第二号の業務のうち国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務(これに附帯する業務を含む)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(国際観光振興会法の特例)

第十三条 第十一条の規定により振興会の業務が行われる場合には、国際観光振興会法第三十三条及び第三十四条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」と、同法第四十一条第三号中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項及び国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十一条」とする。
(国等の援助等)

第十四条 国は、振興会、国際会議観光都市その他の市町村及び国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関し必要な助言、

指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、運輸大臣、振興会、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二十一号の二の次に次の一号を加える。

二十一の三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第一項第十四号の六の二の次に次の一号を加える。

十四の六の三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は国際会議観光都市の認定をするにと。